

# 小売全面自由化後における 電力調査統計情報の公表等について

平成28年5月25日

資源エネルギー庁

# 概要

- 電気事業者の発電実績や販売電力量、設備投資等の情報は、電気関係報告規則に基づき、国が定期的に報告徴収を行い、公表している。
- 本年4月の小売全面自由化にあわせ、審議会等の議論を踏まえ、報告対象者や報告対象事項等を見直す規則改正を行ったが、公表方法については明示的に議論していないことから、見直し後の規則に基づき報告された情報の取扱いについて、御議論いただく。 ← 論点①
- 小売電気事業者から消費者に対する情報提供の在り方については、2/9の電力基本政策小委員会で議論を行い、小売ガイドラインに規定されていない電源開発促進税等の情報提供を小売電気事業者に義務付けることに対しては否定的な意見が多かった。
- 他方、電気料金の原価に含まれる各種費用については、国民の知る権利の観点から国が情報提供していくことが重要との意見も多く、引き続き検討となったため、国による情報提供の在り方を中心に、あらためて御議論いただく。 ← 論点②

# 論点①：電気関係報告規則に基づく報告内容の公表

- 電気関係報告規則に基づき電気事業者から定期的に報告を受ける発電実績や販売電力量、設備投資等については、国として積極的に公表していくことが望まれる。

報告の名称	対象者	報告内容	報告期限	報告先
発電月報※ 1	電気事業者	発電実績、需要実績等	翌々月 15日	経済産業大臣
設備資金報※ 1	電気事業者（小売電気事業者を除く。）	設備投資に係る経費等	毎事業年度の最終月の末日から3ヶ月（一部の事業者は毎四半期の最終月の末日から2ヶ月）	経済産業大臣
電力取引報※ 2	電気事業者、日本卸電力取引所	販売電力量、小売料金、スイッチング情報等	日次、月次、四半期等	電力・ガス取引監視等委員会
自家用発電所運転半期報	自家用工作物を設置する者	電力種、燃料種、発電量等	4月末日・10月末日	設置場所を所管する経済産業局長
一般用電気工作物調査年報	法第57条第1項の調査を実施した電線路維持運用者及び登録調査機関	竣工調査、定期調査の実施状況	5月末日	設置場所を管轄する産業保安監督部長
電気保安年報（原子力発電所に係るものを除く。）	電気事業者（小売電気事業者を除く。）	事故情報等	7月末日	経済産業大臣
ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱状変圧器の使用状況調査年報	電気事業者（小売電気事業者を除く。）	PCB含有絶縁油を使用する柱上変圧器の設置状況等	7月末日	経済産業大臣

※ 1 28年3月28日付け規則改正に伴い報告様式等見直し済み。

※ 2 28年4月28日付け規則改正により追加。

# 「発受電月報」(電力調査統計)の見直し

- 「発受電月報」では、電気事業者の発電や他社からの受電情報等の収集を行い、「自家発電所運転半期報」と併せて集計し、「電力調査統計」として公表。
- 本年4月の小売全面自由化にあわせ、報告事項の簡素化・合理化を図った。

## 規則改正前 (28年3月まで)

報告対象  
(報告数)

- 一般電気事業者 (10社)
- 卸電気事業者 (2社)
- 特定電気事業者 (5社)
- 特定規模電気事業者 (135社)

合計：152社  
(平成28年3月提出分)

報告内容

- 原動力別、燃料種別の発電実績
- 火力発電用燃料の消費実績
- 送受電実績
- 電源種別の受電実績
- 振替供給実績
- 電灯電力等の需要実績
- 自家消費実績

公表

毎月電気事業者から提出される発受電月報を集計、24種類の統計データを公表(一部個社データ含む)

## 規則改正後 (28年4月～)

- 小売電気事業者 (293社)
- 一般送配電事業者 (10社)
- 送電事業者 (1社)
- 特定送配電事業者 (11社)
- 発電事業者 (87社)

合計：402社  
(平成28年5月17日時点見込み)

- **都道府県別**・電源種別の発電実績
- 火力発電用燃料の消費実績
- 送受電実績
- 電灯電力等の需要実績
- **都道府県別**の需要実績
- 自家消費実績

公表資料を24種のエクセルデータを12種に集約。  
社会的ニーズの高い情報へのアクセス性を向上。

# 設備資金報の見直し

- 「設備資金報」では、設備投資額の推移等を把握・分析するために、設備投資に係る経費等の情報を定期的に収集している。
- これまで設備資金報は公表していなかったが、小売全面自由化に伴い、発電事業者、一般送配電事業者等の設備投資への関心が高まっていることから、今後は積極的に公表するとともに、情報収集頻度を年1回から四半期に1回に変更。

## 規則改正前（28年3月まで）

## 規則改正後（28年4月～）

報告対象  
(報告数)

- ・ 一般電気事業者 (10社)
- ・ 卸電気事業者 (2社)
- ・ 特定電気事業者 (5社)

合計：17社  
(平成27年度提出分)

- ・ 一般送配電事業者 (10社)
- ・ 送電事業者 (1社)
- ・ 特定送配電事業者 (11社)
- ・ 発電事業者 (87社)

合計：109社  
(平成28年5月17日時点見込み)

報告内容

- 第1表 設備別工事資金実績（全電気事業者）  
→ 原動力別の発電設備等の累計工事費
- 第2表 設備資金調達実績（全電気事業者）  
→ 当該年度における設備資金の用途  
及び調達方法

- 第1表 設備別工事資金実績（全電気事業者）  
→ 原動力別、燃料種別の発電設備等の  
累計工事費

公 表

非公表

新電力調査統計に追加

# (参考) 設備資金報における報告内容

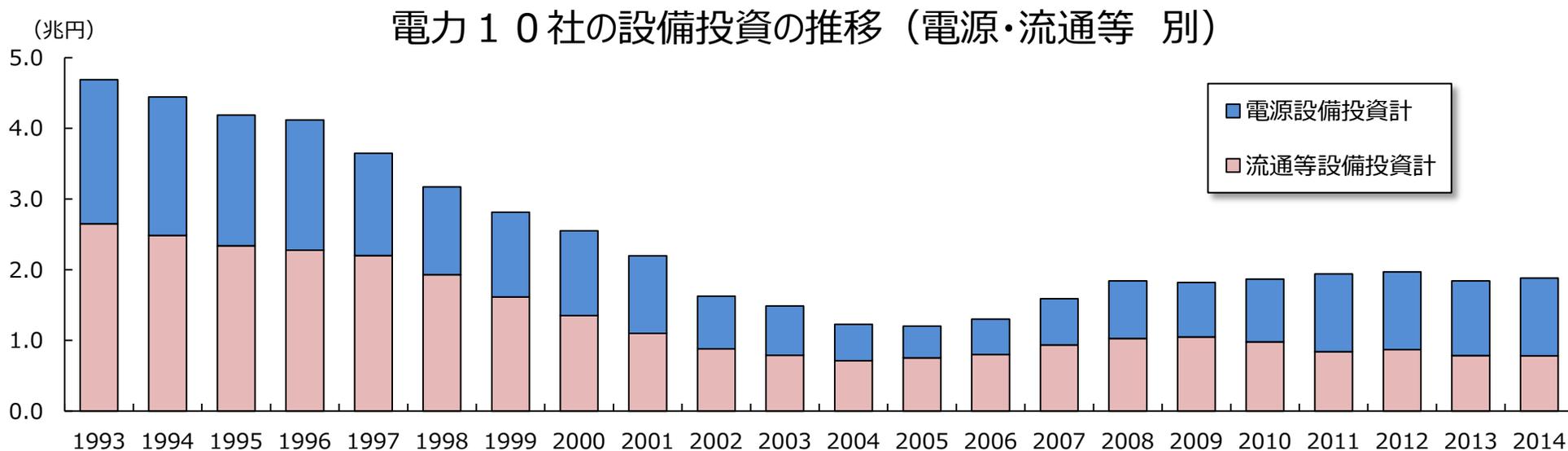
10電力会社計 設備投資実績表

(単位: 億円、%)

年度	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
電源設備投資	20,393	19,609	18,510	18,437	14,467	12,389	11,970	11,957	10,961	7,467	6,958	5,160	4,497	4,999	6,542	8,160	7,717	8,874	11,001	10,979	10,537	10,993
構成比	(43.5)	(44.1)	(44.2)	(44.8)	(39.7)	(39.1)	(42.5)	(46.9)	(49.9)	(45.9)	(46.8)	(42.0)	(37.4)	(38.4)	(41.2)	(44.3)	(42.4)	(47.5)	(56.7)	(55.8)	(57.2)	(58.4)
流通等設備投資	26,483	24,838	23,376	22,761	21,999	19,314	16,164	13,535	10,986	8,807	7,907	7,122	7,517	8,006	9,347	10,256	10,499	9,805	8,408	8,707	7,868	7,835
構成比	(56.5)	(55.9)	(55.8)	(55.2)	(60.3)	(60.9)	(57.5)	(53.1)	(50.1)	(54.1)	(53.2)	(58.0)	(62.6)	(61.6)	(58.8)	(55.7)	(57.6)	(52.5)	(43.3)	(44.2)	(42.7)	(41.6)
設備投資計	46,877	44,448	41,887	41,198	36,466	31,704	28,135	25,492	21,947	16,274	14,866	12,283	12,014	13,006	15,890	18,417	18,216	18,679	19,409	19,686	18,406	18,829
構成比	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

※各数値は電力各社より聞き取り。

※核燃料を除く。



# 電力調査統計の公表の課題

- 資源エネルギー庁においては、毎月電気事業者から提出される発受電月報を集計し、「電力調査統計」としてホームページにて公表。
- これまで24種類の統計データ（Excelファイル）を公表していたが、欲しい情報（ex.電源構成、新電力販売電力量）がどこにあるか分かりづらく、公表の仕方に工夫が必要となっていた。

The screenshot shows a web browser window with the URL <http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/electric>. The page title is "集計結果又は推計結果 | ...". The main content area is titled "平成27年度" and lists various statistics in Excel format, such as "総需要速報概要 (xls形式:706KB) NEW", "概況 (xls形式:137KB)", and "1-(1)発電所認可出力表 (xls形式:153KB)". A callout box on the right side of the browser window, titled "現在の公表ページ", points to the "電力調査統計" link in the right-hand navigation menu.

現在の公表ページ

LPガス備蓄の現況

灯油及びプロパンガス消費実態調査

石油製品需給動態統計調査

石油輸入調査

石油設備調査

石油製品価格調査

石炭・鉱物資源関連

レアメタル生産動態統計調査

非鉄金属等需給動態統計調査

非鉄金属海外鉱等受入調査

埋蔵鉱量統計調査

貴金属流通統計調査

電力関連

電力需要調査

電力調査統計

ガス関連

ガス事業生産動態統計調査

簡易ガス事業生産動態統計調査

+ 各種データ

# (参考) 公表情報例

## 例) 2-(12) 電源種別発電実績 (平成28年2月)

### 2-(12) 電源種別発電実績 (平成28年2月)

(単位: 1,000kWh)

事業者別 種別	発電量					他社受電量	
	一般電気事業者	卸電気事業者	特定電気 事業者	特定規模 電気事業者	電気事業者 発電計	卸供給事業者	
						一般電気事業者	卸
水力発電	4,622,838	903,440	543	0	5,526,821	612,431	
火力発電	53,009,119	5,251,437	99,348	979,494	59,339,398	5,898,688	
原子力発電	1,904,125	0		0	1,904,125	0	
新エネルギー等	212,943	2,315	0	28	215,286	5,867	
その他	—	—	—	—	—	0	
計	59,749,025	6,157,192	99,891	979,522	66,985,630	6,516,986	

注: 1. 新エネルギー等は、風力、太陽光、地熱の合計である。

2. 他社受電量のその他事業者からの受電のその他には、日本卸電力取引所を通じた取引も含まれる。

# 対応①：公表事項の簡素化・明確化

- 本年度分の電力調査統計から、類似した情報の統合（発電実績と電源種別発電実績の統合等）や、社会的ニーズがあり事業者にとって過度の負担にならない情報（都道府県別の発電実績及び需要実績等）の追加など、公表事項の簡素化・明確化を図る予定。

種別	公表事項
総発電所数・総出力	① 電気事業者の発電所数、出力
発電実績	② 総発電実績（総表） ③ 都道府県別 発電実績
種別発電実績	④ 電源種別 発電実績 ⑤ 火力 燃料種別 発電実績 ⑥ 新エネルギー 種別別 発電実績
販売実績	⑦ 総電力販売実績（総表） ⑧ 都道府県別 電力販売実績
火力燃料消費実績	⑨ 火力発電燃料消費実績
自家発電実績	⑩ 発電所数、出力 ⑪ 発電（火力燃料種別、新エネルギー種別）、送電実績等 ⑫ 自家発電自家消費電力量実績

## 対応②：「よくある問い合わせ」の追加

- 知りたい情報へのアクセス性の向上を図るため、公表ページに「よくある問い合わせ」を設け、どの資料を確認すればよいか、分かりやすく案内することとする予定。

よくある問い合わせ	対応する公表資料	公表周期
都道府県別の電源種別の発電実績が知りたい。	③ 都道府県別 発電実績 (発受電月報：第2表)	月次
低圧部門における都道府県別の需要実績を知りたい。	⑧ 都道府県別 電力販売実績 (発受電月報：第5(2)表)	月次
低圧部門における全国の新電力シェアを知りたい。	⑧ 都道府県別 電力販売実績 (発受電月報：第5(2)表)	月次
電源種別の全国の発電所数と出力を知りたい。	① 電気事業者の発電所数、出力 (発受電月報：第1表+自家用 発電所運転半期報)	月次 半期
小売全面自由化後の一般送配電事業者合計の設備投資額を知りたい。	設備資金報	四半期

# 電力取引報による情報収集について

- 電力取引の監視に必要な情報を把握するため、本年4月以降、電力・ガス取引監視等委員会では、以下の情報を「電力取引報」として定期的に収集することとしている。
- これらの情報の公表については、今後、監視委員会において検討を行う予定。

取得先	定期的に収集する情報	取得周期
小売 電気事業者	販売電力量・供給需要家数	月次
	小売料金情報	四半期
	経過措置料金（特定小売供給約款）の契約変更状況	月次
	再生可能エネルギー電気の販売電力量・買取実績	年次
一般送配電 事業者	需要家のスイッチングに関する情報	月次
	インバランス発生状況	月次
卸電力 取引所	取引会員情報	随時
	インバランス係数（ $\alpha$ 値情報）	月次
	スポット市場における入札情報、約定情報	日時
	1時間前市場における約定情報	日時
	先渡市場における入札情報、約定情報	日時

## 論点②：消費者に対する情報提供の在り方

- 料金メニューや電源構成など、小売事業者による消費者に対する情報提供の在り方については、本年1月に定めた「電力の小売営業に関する指針」の中で、消費者保護や消費者の選択促進の観点から、一定のルールを示した。
- また、同指針に取り上げられていない情報（FIT賦課金、電源開発促進税相当額等）の取扱いについては、本年2月の電力基本政策小委員会において議論を行った結果、「小売電気事業者自身では把握できない可能性のある情報について、制度として情報提供を求めることは適当ではない」という意見が多数を占めた。
- 他方、これらの費用を電気代の一部として国民が支払っていることを国民一人一人が知ることができるよう、国として何らかの形で情報提供を行っていくことが望ましいとの意見が多くあった。
- 事業者の創意工夫を促す電力システム改革の趣旨に照らしても、電気料金に関連する情報について、すべからく小売事業者に対して消費者への提供を求めることは妥当でなく、電気料金に関する消費者の理解の増進に必要な情報については、国として消費者に対する提供を充実させていくべきでないか。

# (参考) 電力基本政策小委員会における委員発言要旨

2/9 第4回電力基本政策小委員会

(村上委員：OECD東京センター所長)

- 事業者毎に差異のない情報を提供することが、消費者の選択促進に有効かは疑問があるが、消費者の知る権利は守るべき。それを保護するためには、例えば事業者が政府の該当HPに誘導する等、一定の情報提供に関して消費者に分かりやすい現実的なアプローチを取った方が良い。

(村松委員：PwCあらた監査法人 ディレクター 公認会計士)

- 検針票に記載する必要はないと思うが、再エネ賦課金や使用済燃料再処理等既発電費等相当額等について、電気代の一部として支払っていることを国民一人一人が知る必要はある。

(大石委員：日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事・環境委員長)

- 使っている電気の中身がどういうものか、その背景に何があるか、国民が学んでいく必要がある。消費者が知る権利として、是非情報提供して欲しい。

(大橋委員：東京大学大学院経済学研究科教授)

- すべてを義務としてしまうと、事業者としても対応が厳しいので、事業者毎の経営判断としても良いのではないか。

(松村委員：東京大学社会科学研究所教授)

- 例えば、再エネ賦課金にこれだけのコストを払っていることを国民に意識してもらうために請求書への記載を義務付けるというのは、自由化の制度設計の下で、事業者に強制されることではない。

# (参考) 情報の性格及び小売事業者の把握方法による分類

- 提供される情報の性格及び、小売事業者の把握方法により分類すると、以下のとおり。

**下線**：公正かつ有効な競争の観点から提供が望ましい情報として適正な取引に関する指針（案）に規定

\*：託送料金の内数

2/9 第4回電力基本政策  
小委員会 事務局提出資料

消費者保護の視点	＜情報把握方法＞		
	小売事業者が一元的に把握できる情報	小売事業者が他事業者の協力無しでは把握できない可能性のある情報	
提供されない場合、消費者が不利益を被る可能性がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気料金請求根拠 (使用電力量等)</li> <li>各種料金加算、割引 (燃料費調整、セット割等)</li> </ul>	<p>「問題となる行為」</p> <p>各種料金加算、割引は、料金請求根拠となっている場合</p>	→
提供された場合、消費者の多様な選択を促進する可能性がある		<ul style="list-style-type: none"> <li>電源構成</li> <li>CO<sub>2</sub>排出係数</li> </ul>	→ 「望ましい行為」
上記のどちらにも該当しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>託送料金相当額</li> <li>消費税等相当額</li> <li>再生可能エネルギー発電促進賦課金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料再処理等既発電費相当額*</li> <li>石油石炭税相当額</li> <li>電源開発促進税相当額*</li> </ul>	← ?

※このほか、消費者の選択を促進する可能性があるが、他事業者の協力を得た場合でも、必ずしも一元的に把握することができない情報として、放射性廃棄物排出量がある。

# 国による情報提供

- 小売事業者が一元的に把握することが困難な情報のうち、託送料金に含まれる費用については、国が料金内訳をわかりやすい形で情報提供することにより、消費者に対する必要な情報提供が図られると考えられる。
- こうした観点から、託送料金に含まれる使用済燃料再処理等既発電費相当額及び電源開発促進税相当額については、各一般送配電事業者ごとの単価を国が一元的に情報提供することとしてはどうか。

## (参考)

### 電気料金

発電費

販売費

一般管理費等

### 託送料金 (送配電費等)

電気使用量

[kWh]

×

託送料金単価	〇〇円/kWh
△△費	〇〇円/kWh
△△費	〇〇円/kWh
△△費	〇〇円/kWh

=

託送料金

[円]

# 電気料金に関する情報提供HP（イメージ①）

- 電気料金に占める費用内訳は、事業者の裁量で算定される費目と、法令等により算定される費目の合計となる。

電気料金に占める費用内訳（一例）

電気料金中  
の費用内訳



事業者の裁量で  
算定される費目

人件費  
燃料費  
修繕費  
減価償却費  
購入電力料  
その他経費  
(賃貸料、研究費、広告費等)  
⋮



法令等により  
算定される費目

法人税等  
消費税等  
固定資産税  
託送料  
電源開発促進税  
使用済燃料再処理等既発電費  
再生可能エネルギー発電促進賦課金  
⋮

各費目詳細は、[こちら](#)をご覧ください。

# 電気料金に関する情報提供HP（イメージ②）

## 再生可能エネルギー発電促進賦課金

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で買い取ること  
を国が約束する制度で、電力会社が買い取る費用を需要家から賦課金という形で徴収。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{電気使用量} \\ \hline \text{[kWh]} \\ \hline \end{array} \quad \times \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{賦課金単価} \\ \hline \text{(全国一律)} \\ \hline \text{[2.25円/kWh]※} \\ \hline \end{array} \quad = \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{再生可能エネルギー} \\ \hline \text{賦課金} \\ \hline \text{[円]} \\ \hline \end{array}$$

※平成28年5月～

## 使用済燃料再処理等既発電費相当額

過去の原子力発電の使用に伴い発生した使用済燃料の処理・処分を行うために要する費用を「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」に基づき、電気料金（託送料金）の一部として需要家から受け取る。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{電気使用量} \\ \hline \text{[kWh]} \\ \hline \end{array} \quad \times \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{使用済燃料再処理等} \\ \hline \text{既発電費単価} \\ \hline \text{[円/kWh]※} \\ \hline \end{array} \quad = \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{使用済燃料再処理等} \\ \hline \text{既発電費} \\ \hline \text{[円]} \\ \hline \end{array}$$

※ 各社の単価は別表○参照

## 電源開発促進税

発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図る等のための財政上の措置並びにこれらの発電施設の利用の促進及び安全の確保並びにこれらの発電施設による電気の供給の円滑化を図る等のための措置に要する費用に充てるための税で、納税者である一般送配電事業者が託送料金の一部として需要家から徴収。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{電気使用量} \\ \hline \text{[kWh]} \\ \hline \end{array} \quad \times \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{電源開発促進税税率相当} \\ \hline \text{[円/kWh]※} \\ \hline \end{array} \quad = \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{電源開発促進税} \\ \hline \text{[円]} \\ \hline \end{array}$$

※ 各社の率は別表○参照